

令和8年度

住民税 第3期 納期限のお知らせ

住民税の
納め忘れは
ありませんか？

忘れずに
納めよう！

日頃より、村税の納付にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
住民税（村民税・県民税）の第3期分の納期限が近づいています。

納
期
限

令和8年 11月2日(月)まで

納期限を過ぎると、督促状の送付や延滞金が発生する場合があります。

お手元の納付書をご確認のうえ、納期限までの納付をお願いします。

納付を
お忘れなく！

- ✓ 「まだ大丈夫」と思っていると、うっかり納期限を過ぎてしまうことがあります。
- ✓ 納付書を今一度ご確認ください。
- ✓ 納期限までの納付にご協力ください。



※納付書の見本

納付方法

口座振替

郵便局・JA



一度の手続きで、納期限日に
自動で引き落とされます。

手続きは役場または
金融機関の窓口で！

納付書での納付



納付書をお持ちのうえ、
役場・金融機関で納付できます。

納付書は大切に
保管してください。

お問合せ先

北大東村役場 総務課(税務担当)

〒901-3992 沖縄県島尻郡北大東村字中野218番地

☎ 09802-3-4001

受付時間

平日 8:15～17:00

※土・日・祝日を除く